

誓 約 書

私は、大阪府が実施する「ちきりアイランド第1期保管施設用地」の事業者募集の申込に当たり、大阪府暴力団排除条例（以下「条例」という。）及び大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（以下「規則」という。）を守り、下記事項について誓約します。

記

	誓約事項	チェック欄
1	条例第2条第2号及び第4号のいずれにも該当しません。	☐
2	条例第11条第2項の規定により、大阪府から役員の氏名その他必要な事項の報告を求められたときは、速やかに書面等（役員名簿等）により提出します。	
3	本誓約書その他の大阪府に提出した書面等を、大阪府が大阪府警察本部に提供することに同意します。	
4	規則第8条及び第10条に規定する事項について、遵守します。	

（注）上記の内容を確認した上で、チェック欄の口にレ点を記入してください。）

大阪府知事 様

年 月 日

所在地

商号又は名称

代表者の氏名

代表者の生年月日

年 月 日

（1）次の者は、「条例第2条第2号及び第4号」に該当します。

- ①暴力団員
- ②自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
- ③暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品等の利益又は役務の供与をした者
- ④暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない金品等の利益又は役務の供与をした者
- ⑤暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- ⑥役員等（事実上、経営に参加している者を含む。）が①から⑤までのいずれかに該当する事業者
- ⑦①から⑥までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、大阪府が発注する公共工事等の下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

（2）元請負人は、次の事項を遵守しなければいけません。（規則第8条及び第10条関係）

- ①下請契約又は再委託契約を締結する前に下請負人に誓約書を提出させなければいけません。誓約書を提出しない者を下請負人としてはいけません。
- ②下請契約の前に、下請負人の名称等を、府に通知してください。
- ③下請契約、再委託契約、資材原材料の購入契約等の契約を締結する前に、相手方が入札参加除外者又は誓約書違反者に該当しないことを確認してください。
- ④下請契約、再委託契約、資材原材料の購入契約等の契約を締結した者が、その契約を締結した日から契約期間が満了する日までの間に上記（1）①から⑦までのいずれかに掲げる者に該当することとなったとき又は誓約書違反者となったときは、その下請契約等の解除を求めなければいけません。
（あらかじめ、契約書に暴力団排除条項を盛り込んでおく等の対応が考えられます。）
- ⑤公共工事等に係る契約の履行にあたって、暴力団員又は暴力団密接関係者による不当介入を受けたときは、速やかに府に報告してください。

※下請負人には第2次以下の下請契約又は再委託契約の当事者を含みます。